

## 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

1 1 2	相模興業採石場増設事業	
項 目	審査書の指摘事項	事業者の対応
水象 (河川)	<p>本件事業による地形改変は荻野川流域で1.1%程度であることや、流域の変更が行われないことなどから、渇水期においても計画地からの流量に大きな変化はないとしているが、農業用水としての利用があることや、水位が低下傾向にあることに着目し、主に荻野川について、既存の水位観測点や雨量観測所における観測結果を定期的に把握し、渇水期を中心にそれらの観測結果から流量に異変が認められる場合は、岩石採取や雨水排水等の本件事業の実施方法を点検すること。</p>	<p>流域の変更を行わないように採石を進めることや、必要容量を十分に満たす調整池を造成するなどの対策を講じることにより、渇水期においても荻野川の流量に大きな影響を及ぼすことはないと考えているが、事業の実施に際しては、神奈川県厚木土木事務所が経年的に実施している荻野川の水位の観測結果と、神奈川県企業庁が設置している雨量観測所での荻野川流域の雨量の観測結果を定期的に確認し、渇水期を中心に流量に異変が認められる場合には、流域を変更することなく岩石採取を進めているか、調整池が当初の設計容量を満たしているかなど、当初の計画どおり事業が進んでいるかを点検し、計画どおりに事業が進んでいない場合には、速やかに改善措置を講じていく</p>
植物・動物・生態系	<p>採石終了後は実施区域の小段部に順次緑化を行い、森林緑地の回復を図る計画であるが、本件事業の実施は採取区域の森林を消失させ、緑化によって新たな環境を創出することになることから、その点を踏まえ、緑化においては、より適切な植栽樹種を選定することや、採取区域内にあった若木や根株を残壁小段部に移植すること、表土除去に伴う発生土の利用に当たりできる限り速やかに残壁小段部に客土すること、残壁小段部に客土した土壌の表層に落葉層や腐植層を併用することなど多様な工夫を行うことにより、森林の消失に伴い失われた機能の回復をできる限り早期に図るとともに、周囲の環境と調和した質の高い森林環境の創造を目指すこと。</p>	<p>(1) 植栽樹種の選定  実施区域に生育している主要な種の中からこれまでの植栽実績や神奈川県推奨樹種を考慮して、落葉広葉樹であるクヌギ、コナラ、ヤシャブシ等が適当であると考えており、これらの中から、過去に植栽し活着状況や生育状況の良いクヌギを中心に植栽を行う計画である。  しかし、これらの植栽種は秋季から冬季にかけて落葉し、周辺地域から残壁が眺望できるようになることが懸念されるので、景観への配慮として常緑広葉樹も植栽する計画であり、樹種としては、実施区域及び周辺区域の潜在自然植生の構成種及び神奈川県推奨樹種であり、これまでに植栽した実績のあるシラカシを中心に植栽を行う。  なお、植栽樹種については、今後もモニタリングや事後調査を続けながら活着状況を確認し、その結果や学識経験者等の意見を聞きながら選定していきたいと考えている。</p> <p>(2) 若木及び根株の移植  消失する森林に自生していた植物個体を活用することにより、失われた森林機能をできる限り早期に回復するよう、文献等の調査結果や学識経験者等の助言を得ながら根株や若木の移植を実施していく。</p> <p>(3) 表土除去に伴う発生土の再利用  採石後の緑化に当たっては、採石のために除去した表土を小段部の客土として再利用することとしており、副次的な効果として埋没した種子の発芽等も期待できると考えている。  ほとんどの最終残壁で一度に大きな面積の立木の伐採及び表土の除去を行わず途中で暫定残壁を設けながら順次標高を下げ、改変面積を広げていく方法で採掘を進めていくが、小段部の掘り下げ部に客土する表土の量は採取区域全体から除去する表土の1割程度なので、客土するための表土は十分にまかなうことができ、立木の伐採後できるだけ速やかに客土を行うよう工事の進め方を工夫したいと考える。  なお、客土した土壌の表層には落葉層や腐植層など質の高い表土をできる限り使用する。</p> <p>(4) 森林機能の回復  現況の森林は消失し、緑化により新たな環境が出現することになるが、多様な手法を活用するほか、最新技術</p>

		<p>の導入に努め、また、モニタリングや事後調査を継続しながら、必要に応じて実施計画を柔軟に改善していきたいと考えている。</p> <p>このように、できる限りの対策を講じることにより、事業の実施による影響を低減し、森林機能の回復に努め、多くの動物などが生息する森林環境の創造を目指していきたいと考えている。</p>
<p>景観</p>	<p>本件事業の実施に伴う稜線の低下により生じる可視領域の写真上の面積変化の割合を用いて景観についての予測及び評価を実施しているが、採石計画の策定における比較案の検討や稜線の位置の決定等の経過を示し、十分に検討して策定した採石計画の実施により出現する稜線であることを明らかにした上で、写真上の面積変化の割合だけではなく、仰角や稜線の形状の変化等の多くの要素から総合的に予測及び評価を実施すること。</p> <p>さらに、30年の長きにわたり地域住民の慣れ親しんだ景観が変化することから、本件事業の実施の過程においても、残壁緑化に係る最新技術の導入や、景観上の違和感を緩和するような植栽上の配慮を行うとともに、事業実施結果によっては採石計画や緑化計画自体の改善についても柔軟に対応することにより、景観面での影響の軽減を継続的に図っていくこと。</p>	<p>(1) 事業計画の検討過程</p> <p>①必要な採石量の確保、②高品質な骨材の採取、③新たな砕石プラントの設置に伴う改変面積の増加の回避、という条件から検討した結果、既存採石場に隣接する範囲に新たな実施区域を設定することとし、既存採石場の周辺地域のうち東側に当たる範囲を実施区域とした。</p> <p>事業計画については、「安全性の確保・経済性」と「環境への配慮」という二つの観点から、スライスダウン工法を用いて標高の高いところから輪切り状に掘り下げるものであり、作業効率を考えたとき最も経済的で、かつ作業を進める上でも最も安全な計画（A案）と、経済的にもコストがかかり、斜面の崩壊の危険性といった防災面及び作業員の安全性などの点でやや劣るが、スライスダウン工法を用いて輪切り状に掘り下げるものの、改変面積をできるだけ小さくすることや、稜線の形状を可能な限り平坦にしないことなどの環境への配慮を行う計画（B案）の2案を策定し、検討した。</p> <p>その結果、掘り下げる高さはやや大きくなるものの、改変面積が小さくなること、稜線が平坦にならず稜線の変化による違和感を低減できること、写真上の面積変化が小さくなること、展望地点からの仰角の変化が小さくなることや周縁部に最終残壁を形成することにより目隠し効果や遮音壁の効果が得られるとともに、その都度小段部に緑化を行うことができるなど環境への配慮を行うことができることから、安全面・防災面及び経済面と環境面のバランスを取った計画がB案であると考えている。</p> <p>その上で採石計画の詳細検討は、①集水域の変更は行わない、②荻野地区から採石場や残壁が見えないように既存採石場側から採石を行う、③周辺地域から採石作業が見えないように端縁処理を行う、という前提条件を設定して行い、必要採石量を確保した上で稜線の高さをできる限り高く保持し、かつ集水域の変更を行わないという条件を満たす計画とした。</p> <p>また、採取区域端から幅30～50mの範囲を残置森林として確実に保全する計画としている。</p> <p>このように景観への配慮について十分に検討を行いながら事業計画を策定したものであり、事業者としてできる限りの配慮をしたものと考えている。</p> <p>(2) 予測・評価</p> <p>予測評価書案では、写真上の山の面積変化の割合を用いて予測及び評価を実施しているが、予測評価書では、写真上の面積変化の割合のほか、稜線の低下や形状の変化などを用いて総合的に予測及び評価を実施し、主要な眺望地点からの景観に著しい変化を及ぼすことはないとは評価した。</p> <p>(3) 事業実施過程における配慮</p> <p>景観への十分な配慮を行いながら、事業計画を策定したものであるが、さらに、実施に際しては、以下に挙げる環境保全対策を講じる。</p> <p>① 実施区域境界から内側に所定（保全距離30～50m）の残置森林を確実に残す。</p> <p>② 採取区域周縁部を衝立状に残すことにより、採取区域での重機の稼働などが見えにくいようにする。衝立状に残す高さは5m程度を基本としているが、稜線の低下</p>

		<p>の状況等を考慮し、最大10m程度を衝立状に残しながら事業を進めるなど、景観への影響を低減するための工夫を図る。</p> <p>③ 採掘終了部から順次緑化を行う。緑化に当たっては、多様な手法の活用や最新技術の導入に努めるとともに、落葉広葉樹のほか、常緑樹を混植し、植栽を行う樹木の樹高にも変化をつけることにより景観上の違和感を緩和するように配慮する。</p> <p>このように景観面へ配慮した対策を講じることにより稜線の低下による違和感が低減され、また、採石後にできる最終残壁は次第に周辺の自然景観に調和していくものとするが、モニタリングや事後調査により事業実施後の変化を把握し、必要に応じて採石計画や緑化計画を改善するなど、景観への影響の軽減に柔軟に対応していく。</p>
<p>安全 (交通)</p>	<p>出荷車両の通過経路沿いに所在する小中学校の通学路への影響については、いずれも学校施設の近傍に信号機を備えた横断歩道が整備されていることから、通学路の安全に支障を及ぼすことは少ないとしているが、それらの小中学校の朝の通学時間帯と将来推定交通量のピーク時間帯が重なることから、出荷車両の運転手に対する安全運転やマナーの教育機会について回数、内容ともに充実することなど交通安全対策を拡充することにより、小中学生の通学時を中心に周辺の交通安全に及ぼす影響の軽減を図ること。</p>	<p>実施区域周辺には小中学校の通学路が設定され、通学時間帯には通行する児童・生徒が多いことから、通学時間帯の安全運転及び地域の交通安全には細心の注意を払っている。</p> <p>現在は、自社管理の大型車両（自社が製品を運搬するための車両）の運転手に対して月1度の安全運転教育を行い、登下校中の児童・生徒の横を走行する際には速度を緩めることや、横断歩道周辺にいる児童・生徒には細心の注意を払うことを義務付け、その周知の徹底を行うとともに、その他の大型車両（顧客が製品を受け取りに来るための車両）の運転手に対しても同様の内容のチラシや看板、出荷時の声かけ運動による安全運転の啓発を行っているが、今後は安全運転教育の実施頻度をこれまで以上にするなど回数の充実を図るとともに、内容の充実も図っていきたいと考えている。さらに、適宜パトロールによる監視を行うこと、春の交通安全週間には主要な交差点に自社の社員を配置し交通誘導を行うこと、自社の車両の走行に対して苦情等がある場合には地域の自治会長を通して通報してもらうなど地域全体での監視体制を構築すること、交通安全を呼びかける看板を立てることなど、交通安全に及ぼす影響の軽減を図っていきたいと考えている。</p>
<p>その他 (発句石)</p>	<p>実施区域内にある発句石については、移設を行うとしているが、発句石は文化財としての指定はされていないものの、地域において文化財的な位置付けをされている面もあることから、移設に当たっては、文化財に準じた適切な配慮に留意すること。</p>	<p>発句石は、文化財の指定はされていないが、地元によく知られ、寵愛されていることはよく認識しているのので、現状の山の尾根線に残すことは不可能になるが、移設することにより保全を図りたいと考えており、厚木市教育委員会等と協議した上で、移設時期、移設場所については適切に配慮する。</p>